

# 経済マンスリー

## 【欧州】

### EUは、環境債分野でEU基準の用途選定や情報開示の浸透を進める可能性

欧州委員会（以下、EC）は10月12日、コロナ禍からの復興を目的に設立された欧州復興基金の財源確保のためにグリーンボンド（以下、環境債）を発行し、環境債としては世界で過去最大となる120億ユーロを調達した。ECは、7月に欧州証券市場監督局と協働し、「欧州環境債」<sup>(注)</sup>の規則案を公表するなど、これまでEU独自の環境債基準確立を目指す動きを進めてきた。当規則案の法制化はEU理事会の審議等まだ時間を要するため、今回の環境債は9月7日にECが公表した枠組み（NextGenerationEU Green Bond Framework、第1表）に基づき発行されたが、これも上記規則案に最大限沿う形で作成されている。

同枠組みでは、脱炭素と経済成長の実現を掲げ2019年に公表された欧州グリーンディールで定めた温室効果ガス削減目標の達成に向け、復興基金の支出対象案件の選定においてEUタクソノミーの基準を考慮に入れることなどが定められている。また、環境債の発行による資金調達からその後の管理に至るまでの一連の手続きについても、各国が復興基金の申請のためにEU基準に基づき作成した復興計画に沿って厳格に監督する方針だが、その内容も投資家など外部向けに開示される。またこれまで欧州が脱炭素化のために推し進めてきた環境関連制度（EU-ETS、CBAM等）をより推進していく姿勢も示された。

脱炭素化の潮流はEUだけでなく世界的に強まっており、環境債市場は今後急拡大する見通しである（第1図）。環境債は資本市場においてますます注目度が高まるとみられるが、環境債の国際的且つ統一的な定義や制度設計に関する議論は煮詰まっていない。そうした中、EUは2026年までに環境債にて計2,500億ユーロを調達し世界最大の環境債発行体となる見込みで、当枠組み内でも「模範を作ることを含め、立場に責任を感じている」と言及している。EUは、EU基準に沿った資金用途選定と情報開示を環境債分野で浸透させ、それがデファクトスタンダードとなる可能性があり、その動向には注視が必要である。

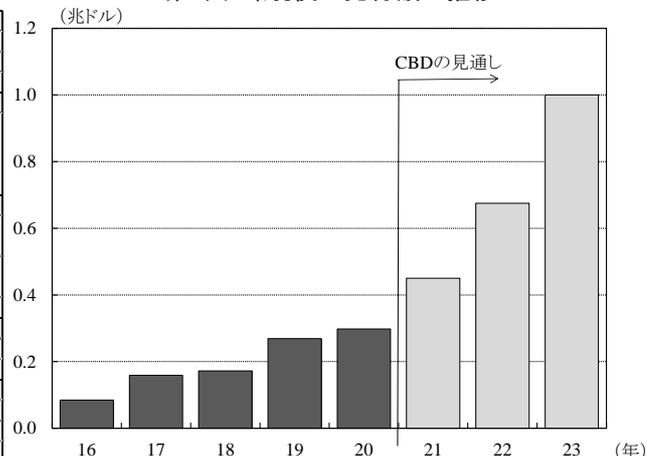
（注）EU域内外の発行体がEUタクソノミー等のEU基準を満たすことで「欧州環境債」と名乗る債券を発行できる。

第1表：欧州委員会が公表した環境債枠組み概要

冒頭	
復興基金に伴う環境債発行でEUは世界最大の環境債発行体となる	
模範を示すためにもEUタクソノミーや欧州の環境債基準の一貫性が重要	
EUタクソノミーの一部を復興基金の運営手順に組み込み	
1項：調達資金の利用	
調達資金は次のような項目へ支出する：①グリーン化を促す研究・イノベーション、②グリーン化を促すデジタル技術、③エネルギー効率化、④クリーンエネルギーとネットワーク、⑤気候変動への適応、⑥水と廃棄物の管理、⑦クリーンな輸送とインフラ、⑧環境保護・環境再生・生物多様性	
2項：支出の評価と投資対象選定のプロセス	
復興基金の最低37%（環境債で資金を調達する部分全額）が環境関連に使われるようパフォーマンスベースの基準設定	
環境債資金は、EUタクソノミーのリスト等を考慮に入れた環境関連案件に利用可能	
各国は年次の中間目標や経過報告の基準を達成した場合のみ追加の調達資金を分配	
3項：調達資金のマネジメント	
欧州議会・委員会が各国への支払いを執行、欧州会計監査院が承認過程を監査	
環境債の調達資金のその他使途も年次で精査され欧州会計監査院が監査	
4項：報告	
環境債の調達資金の支出や影響について投資家や社会に透明性のある報告を実施	
1) 割当報告 各国への支払と計画の進捗状況等について毎年公表	
2) 影響報告 復興基金による気候変動・環境問題への貢献度を公表	

（注）公表文書の第3章「NGEU GREEN BOND FRAMEWORK」の要約  
（資料）欧州委員会資料より三菱UFJ銀行経済調査室作成

第1図：環境債の発行額の推移



照会先：三菱 UFJ 銀行 経済調査室 田中 隆祐 takasuke.tanaka@uk.mufg.jp

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記して下さい。